

5,000万円未満)の県発注公共工事(応急工事等は係るものを除く)において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあっては6,000万円)以下の場合はこの限りではない。

#### 1-1-7 CORINSへの登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。  
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
2. 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「工事カルテ」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。
3. 請負者は、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、登録データを削除する。また、変更より工事請負代金額が500万円未満のものが、500万円以上になった場合は、速やかにデータ登録を行う。

#### 1-1-8 監督員及び支援技術者

1. 当該工事における本仕様書で規定されている監督員とは、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。これらの監督員については、全ての監督員が配置される場合、一部の監督員が配置される場合、兼務して配置される場合がある。請負者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。
2. これら監督員の標準的な業務分担は、別表のとおりとする。また、工事ごとに業務分担を定める場合は、別途通知するものとする。

## 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合はこのけん引されている車両を含む。

16. 前項における道路法47条の2に基づく通行許可の**確認**において、請負者は下記の資料を監督員の要請があった場合はすみやかに提示しなければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について

- ① 施工計画書に一般制限値を越える車両を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の**承諾**を得て省略できるものとする。
- ③ 通行許可証の写し
- ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し \*夜間走行条件の場合のみ

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 1-1-41 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

### 1-1-42 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| (1) 地方自治法      | (平成18年 法律第118号) |
| (2) 建設業法       | (昭和24年 法律第100号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和31年 法律第120号) |

(4) 労働基準法	(昭和22年 法律第49号)
(5) 最低賃金法	(昭和34年 法律第137号)
(6) 労働安全衛生法	(昭和47年 法律第57号)
(7) 雇用保険法	(昭和49年 法律第116号)
(8) 厚生年金保険法	(昭和29年 法律第115号)
(9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和44年 法律第84号)
(10) 労働者災害補償保険法	(昭和22年 法律第50号)
(11) 健康保険法	(昭和11年 法律第70号)
(12) 中小企業退職金共済法	(昭和34年 法律第160号)
(13) 作業環境測定法	(昭和50年 法律第28号)
(14) じん肺法	(昭和35年 法律第30号)
(15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年 法律第33号)
(16) 緊急失業対策法	(昭和24年 法律第89号)
(17) 職業安定法	(昭和22年 法律第141号)
(18) 出入国管理及び難民認定法	(平成3年 法律第94号)
(19) 道路法	(昭和27年 法律第180号)
(20) 道路交通法	(昭和35年 法律第105号)
(21) 道路運送法	(昭和26年 法律第183号)
(22) 道路運送車両法	(昭和26年 法律第185号)
(23) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和42年 法律第131号)
(24) 砂防法	(明治30年 法律第29号)
(25) 地滑り防止法	(昭和33年 法律第30号)
(26) 河川法	(昭和39年 法律第167号)
(27) 河川法施行法	(昭和39年 法律第168号)
(28) 海岸法	(昭和31年 法律第101号)
(29) 港湾法	(昭和25年 法律第218号)
(30) 港則法	(昭和23年 法律第174号)
(31) 漁港法	(昭和25年 法律第137号)
(32) 空港法	(平成20年 法律第75号)
(33) 漁業法	(昭和24年 法律第267号)
(34) 漁港漁場整備法	(平成19年5月改訂 法律第61号)
(35) 水産資源保護法	(昭和26年 法律第313号)
(36) 下水道法	(昭和33年 法律第79号)
(37) 航空法	(昭和27年 法律第231号)
(38) 公有水面埋立法	(大正10年 法律第57号)
(39) 軌道法	(大正10年 法律第76号)
(40) 森林法	(昭和26年 法律第249号)
(41) 環境基本法	(平成5年 法律第91号)
(42) 火薬類取締法	(昭和25年 法律第149号)

(43) 大気汚染防止法	(昭和43年 法律第97号)
(44) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成18年 法律第62号)
(45) 騒音規制法	(昭和43年 法律第98号)
(46) 水質汚濁防止法	(昭和45年 法律第138号)
(47) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年 法律第61号)
(48) 振動規制法	(昭和51年 法律第64号)
(49) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年 法律第137号)
(50) 土壌汚染対策法	(平成14年 法律第53号)
(51) 農薬取締法	(昭和23年 法律第82号)
(52) 毒物及び劇物取締法	(昭和25年 法律第303号)
(53) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成3年 法律第48号)
(54) 文化財保護法	(昭和25年 法律第214号)
(55) 砂利採取法	(昭和43年 法律第74号)
(56) 電気事業法	(昭和39年 法律第170号)
(57) 消防法	(昭和23年 法律第186号)
(58) 測量法	(昭和24年 法律第188号)
(59) 建築基準法	(昭和25年 法律第20号)
(60) 都市公園法	(昭和31年 法律第79号)
(61) 電波法	(昭和25年 法律第131号)
(62) 海上交通安全法	(昭和47年 法律第115号)
(63) 海上衝突予防法	(昭和52年 法律第62号)
(64) 航路標識法	(昭和24年 法律第99号)
(65) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年 法律第136号)
(66) 船員法	(昭和22年 法律第110号)
(67) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(昭和26年 法律第149号)
(68) 船員保険法	(昭和14年 法律第73号)
(69) 船舶安全法	(昭和8年 法律第11号)
(70) 自然環境保全法	(昭和47年 法律第85号)
(71) 自然公園法	(昭和32年 法律第161号)
(72) 有線電気通信法	(昭和28年 法律第96号)
(73) 電気通信事業法	(昭和59年 法律第86号)
(74) 工業用水道事業法	(昭和33年 法律第84号)
(75) 水道法	(昭和32年 法律第177号)
(76) 電気工事士法	(昭和35年 法律第139号)
(77) 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年 法律第96号)
(78) 電気用品取締法	(昭和36年 法律第234号)
(79) 計量法	(平成5年 法律第89号)
(80) 製造物責任法	(平成6年 法律第85号)
(81) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成12年 法律第100号)

- (82) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年 法律第104号)
- (83) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(平成12年 法律第127号)
- (84) 貨物自動車運送事業法 (平成元年 法律第83号)
- (85) 農地法 (昭和27年 法律第229号)
- (86) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年 法律第18号)
- (87) 駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号)
- (88) 技術士法 (昭和58年 法律第25号)
- (89) 所得税法 (昭和40年 法律第33号)
- (90) 著作権法 (昭和45年 法律第48号)
- (91) 警備業法 (昭和47年 法律第117号)
- (92) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正 法律第19号)

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。
3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に**報告**し、その**確認**を求めなければならない。

#### 1-1-43 官公庁への手続き等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の**指示**を受けなければならない。
3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に**報告**しなければならない。
4. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・**協議**及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に**報告**し、これにあたらなければならない。
5. 請負者は、諸手続きにかかる許可、承諾等に関する写しについて監督員から請求があった場合は、すみやかに**提出**しなければならない。
6. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
7. 請負者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
8. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
9. 請負者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
10. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

3. 請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。

- (1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗り及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗りを用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗り及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗りを用いる場合で0℃以下のとき
- (2) 湿度が85%以上のとき
- (3) 風が強いとき、及びじんあいが多きとき
- (4) 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき
- (5) コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき
- (6) コンクリート面が結露しているとき
- (7) コンクリート面の漏水部
- (8) その他監督員が不適と認めたとき

4. 請負者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。

### 3-3-15 簡易鋼製品の塗装

1. 簡易鋼製品の塗装は、次の仕様及び使用量とする。

下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m<sup>2</sup>以上 (J I S K 5623 1回塗り)

上塗り…フタル酸樹脂2種 (120) g/m<sup>2</sup>以上 (J I S K 5516 1回塗り)

なお、( ) 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。

2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、次のとおりとする。

鋼板・形鋼等…… J I S H 8641-2種 HD Z 40 (付着量400 g/m<sup>2</sup>以上)

ボルト・ナット等… J I S H 8641-2種 HD Z 35 ( " 350 g/m<sup>2</sup>以上)

### 3-3-16 支給品運搬工

1. 支給品運搬工とは支給品の引き渡し場所での積込みから、工事現場（仮置き場所を含む）での取卸しまでの一連の作業をいう。

2. 支給品の運搬については、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

## 第4節 基礎工

### 3-4-1 一般事項

1. 本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管井筒基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、切込砂利、碎石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

### 3-4-2 土台基礎工

1. 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。

2. 請負者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

には、散水あるいは路面清掃について、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

### 3-13-21 汚濁防止工

1. 請負者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。
2. 請負者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
3. 請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

### 3-13-22 防護施設工

1. 請負者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。
2. 請負者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

### 3-13-23 除雪工

請負者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には請負者の責任において元に戻さなければならない。

### 3-13-24 足場工

請負者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置**しなければならない。

### 3-13-25 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第1編 3-3-6 吹付工の規定による。

## 第4章 土 工

### 第1節 適用

1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、治山土工、道路土工、農業農村整備土工、林道土工、港湾土工、漁港土工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 第2章 材料の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路土工 施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工 要綱	(平成2年8月)
日本道路協会	道路土工 軟弱地盤対策工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工 のり面工・斜面安定工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 土質調査指針	(昭和61年11月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成16年9月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
国土交通省	堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成12年2月)
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成21年4月)
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年8月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準 (関係各編)	
	土地改良事業標準設計 (関係各編)	
	土地改良事業計画指針 (関係各編)	
	土地改良事業設計指針 (関係各編)	
林道技術基準		
治山治水協会	治山技術基準解説 (各編)	

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工・漁港土工

#### 4-3-1 一般事項

1. 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工、漁港土工として、掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、作業残土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。

請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確



4. 請負者は、**設計図書**に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。
5. スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時の段階確認時に**確認**を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督員の**承諾**を得て適宜配置することとする。
6. 請負者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。
7. 請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれたり、泥、油等の付着がないかについて**確認**し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。
8. 請負者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。

#### 5-5-5 鉄筋の継手

1. 請負者は、**設計図書**に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 請負者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、**設計図書**に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。
3. 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手、または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を受けないようにこれを保護しなければならない。
5. 請負者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。
6. 請負者は、**設計図書**に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。
7. 請負者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。
8. 簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度( $\sigma_{ck}$ )が $18\text{N}/\text{mm}^2$ の場合 $40\phi$ （ $\phi$ :鉄筋の公称直径）、 $21\text{N}/\text{mm}^2$ の場合 $35\phi$ 以上とする。

#### 5-5-6 ガス圧接

1. 圧接工は、J I S Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧縮装置を取り扱う者は、J I S G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。  
なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。  
また、資格証明書の写しを、監督員に**提出**するものとする。
2. 圧接工は、資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。
3. 請負者は、鉄筋のガス圧接箇所が**設計図書**どおりに施工できない場合は、その処置方法につ

- ② 請負者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを**確認**してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。
- ③ 請負者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。
- ④ 請負者は、サブマージアーク溶接法又はその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。  
ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを**確認**してから、次の溶接を行うものとする。

(11) 開先溶接の余盛と仕上げ

請負者は、**設計図書**で、特に仕上げの指定のない開先溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規定値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

(12) 溶接の検査

- ① 請負者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表6-7に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。  
ただし、監督員の**指示**がある場合には、それによるものとする。

表6-7 主要部材の完全溶込みの突合わせ継手の非破壊試験検査率

部 材		1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数
引 張 部 材		1	1枚(端部を含む)	1
圧 縮 部 材		5	1枚	1
曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1枚	1
	圧縮フランジ	5	1枚	1
	腹 板	応力に直角な方向の継手	1	1枚(引張側)
応力に平行な方向の継手		1	1枚(端部を含む)	1
鋼 床 板		1	1枚(端部を含む)	1

## 第2章 舗 装

### 第1節 適 用

1. 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路附属施設工、橋梁附属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、第1編 第3章 第10節 地盤改良工及び第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

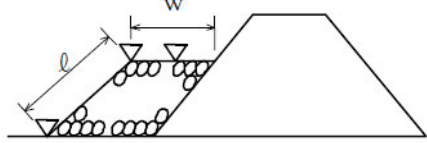
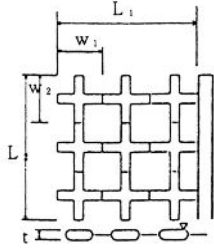
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工 排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会	道路土工 施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年2月)
日本道路協会	舗装試験法便覧	(昭和63年11月)
日本道路協会	舗装試験法便覧別冊	(昭和63年11月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	(平成8年10月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
建設省	防護柵の設置基準の改訂について	(平成10年11月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	(昭和62年1月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成19年3月)

### 第3節 舗装工

#### 2-3-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300	
						法	長 $\varnothing$	-100	
						天 端 幅	w	-100	
						天 端 延 長	L	-200	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
						厚	さ t	-20	
						層積	幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20
							延 長	L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200
						乱積	幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	- t / 2
延 長	L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	- t / 2							
3 海岸編	2 突堤・人工岬	6 消波工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
						厚	さ t	-20	
						幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20	
						延 長	L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>	